

第7号議案

春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、春日市立学校校舎校庭の使用料のうち特別教室以外のものに係る使用料の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例

春日市立学校校舎校庭使用料条例(昭和54年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

	540円		1,080円
照明料	108円	照明料	216円
	540円		1,080円
照明料	1,620円	照明料	3,240円
	540円		1,080円
照明料	108円	照明料	216円
	540円		1,080円
照明料	108円	照明料	216円
	540円		1,080円
照明料	108円	照明料	216円

」

を

「

	550円		1,100円
照明料	110円	照明料	220円
	550円		1,100円
照明料	1,650円	照明料	3,300円
	550円		1,100円
照明料	110円	照明料	220円
	550円		1,100円
照明料	110円	照明料	220円

	550円		1,100円
照明料	110円	照明料	220円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市立学校校舎校庭使用料条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。